川越市都市計画法第53条第1項の許可に関する取扱要綱(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行 区域(以下「区域」という。)内における、都市計画法(昭和43年 法律第100号。以下「法」という。)第53条第1項の建築の許可 について、法第54条の規定によるほか、市長が許可を行うことが できる場合について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、法及び建築基準法(昭和25年法 律第201号)並びにその政令及び省令で定めるものをいう。

(許可の方針)

- 第3条 市長は、法第53条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるもの(別表に掲げる都市計画施設の区域については除く。)について、その許可を行うことができるものとする。
 - (1) 階数が3以下であり、かつ、地階を有しないこと。
 - (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その 他これらに類する構造であること。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

都市計画施設の名称	区域
中央通り線	市道1511号線から市内循環線までの区
	域
市内循環線	川越上尾線接続部から三田城下橋線までの
	区域
新河岸駅前通り線	川越所沢線から市道0047号線までの区
	域
寺尾大仙波線	市道0043号線から市道5315号線ま
	での区域

寺尾大仙波線	市道5186号線から川越駅南古谷線まで
	の区域
川越所沢線	市道1530号線から川越環状線までの区
	域
新河岸駅北通り線	東京川越線から寺尾大仙波線までの区域